

～令和6年4月1日から介護支援専門員として働きたい人へ～

介護支援専門員証の交付に係る特例のお知らせ

※ 本手続によらない場合、通常の事務処理期間での発行手続きを取りますので、4月1日時点で有効な介護支援専門員証を発行できない場合があります。

以下の書類を、令和6年3月13日(水)までに県に提出した場合、令和6年3月25日付けの登録通知と、交付年月日を令和6年4月1日とした介護支援専門員証を発行いたします。

※ 3月13日(水)までに県執務室に届いたもの(必着)を本特例の対象といたしますので、余裕を持った提出をお願いいたします。

① 介護支援専門員登録申請書(別記様式第1号)

※ 申請書の日付は「令和6年3月25日」としてください。

※ 添付書類として実務研修修了証明書が記載されていますが、今回の手続きに限っては不要とします。

② 介護支援専門員証交付申請書(別記様式第10号)

※ 申請書の日付は「令和6年3月25日」としてください。

※ 登録番号は空欄で構いません。

各様式の入手方法

県公式ホームページに掲載しておりますので、以下の URL からダウンロードしてください。



URL: <https://www.pref.gunma.jp/page/2229.html>

※ ご家庭等に印刷環境がない場合の対応方法についても、上記ページに掲載されておりますので御確認ください。お電話による郵送の依頼は受け付けておりません。

その後の手続き

- ・ 特例対象者については優先的に処理を進め、登録通知については4月1日に間に合うように発送いたしますが、簡易書留にてお送りいたしますので、確実な受け取り手続きをお願いいたします。
- ・ 介護支援専門員証がお手元に届くのは、事務処理の都合上、4月1日より後となる可能性があります。
- ・ 登録通知については令和6年3月25日付けで発行いたしますが、介護支援専門員としての業務は、介護支援専門員証の交付年月日である令和6年4月1日以降でないと従事できません。
- ・ 特例対象期間内に申請書を御提出された場合でも、不備等があり、その補正に迅速に御対応いただけない場合には、特例対象として取り扱えなくなる可能性がありますので、提出書類に不備がないよう、事前によく御確認ください。
- ・ 各申請書の記載方法等については、県ホームページの各様式が掲載されているページにマニュアルが掲載されておりますので、是非ご活用ください。